

沖縄海区漁業調整委員会指示30第5号

沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年8月31日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城明律

（定義）

第1 この指示における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 当該海域とは、南大東島の沿岸海域のうち別表の1の項に掲げる区域及び北大東島の沿岸海域のうち別表の2の項に掲げる区域をいう。
- (2) イセエビ漁業とは、イセエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (3) セミエビ漁業とは、セミエビ属及びゾウリエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (4) シャコガイ漁業とは、シャコガイ科に属するカイを採捕する漁業をいう。
- (5) ヤコウガイ漁業とは、ヤコウガイを採捕する漁業をいう。
- (6) サザエ漁業とは、チョウセンサザエを採捕する漁業をいう。
- (7) 潜水器漁業とは、潜水器（簡易潜水器を含む。）により水産動植物を採捕する漁業をいう。
- (8) 固定式刺網漁業とは、海底に網を垂直に立て、魚やエビ等を網目に刺させ、又はからませることにより採捕する漁業をいう。

（操業の承認）

第2 当該海域において、第1(2)から(8)までに規定する漁業を操業しようとする者は、南大東島及び北大東島海域操業承認申請書（第1号様式）、操業しようとする区域を管轄する漁業団体からの操業同意書（第2号様式）その他沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が承認を判断するために必要とする書類を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第3 委員会は、第2若しくは第7の規定により承認したとき、又は第8の規定により申請のあったときは、漁業操業承認証（第3号様式）を交付する。

（承認証の携帯義務）

第4 承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、第3の漁業操業承認証を携帯しなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第5 承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、承認旗章（第4号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（承認の制限又は条件）

第6 委員会は、漁場の利用に関する紛争の防止その他漁業調整のため必要があるときは、操業の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付けることがある。

(承認内容の変更)

第7 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、漁業操業承認内容変更申請書（第5号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の再交付の申請)

第8 承認を受けた者は、第3の漁業操業承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、漁業操業承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

(みなし承認)

第9 南大東村に住所を有する者は別表の1の項の区域における漁業の操業について、北大東村に住所を有する者は別表の2の項の区域における漁業の操業について、それぞれ平成30年9月1日に第2の承認を受けたものとみなす。ただし、みなし承認された者については、第3から第8までの規定を適用しない。

(漁獲実績の報告)

第10 承認を受けた者（第9の規定によりみなし承認された者を除く。）は、毎年1月から12月までの漁獲実績を漁獲実績報告書（第7号様式）により、翌年の1月31日までに委員会に提出しなければならない。

2 第9の規定によりみなし承認された者は、毎年1月から12月までの漁獲実績を、翌年の1月31日までにその所属する漁業団体に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた漁業団体は、その報告をとりまとめ、漁獲実績報告書（第7号様式）により、翌年の3月31日までに当該漁業団体が所在する市町村を經由して委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第11 この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

別表

1	海域の位置 次の点イから点チまでを順次に結ぶ線、点イと点チとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 (点の位置) 点イ 北緯25度52.300分、東経131度13.150分 点ロ 北緯25度52.666分、東経131度14.800分 点ハ 北緯25度52.266分、東経131度16.283分 点ニ 北緯25度51.133分、東経131度16.916分 点ホ 北緯25度49.616分、東経131度16.400分 点ヘ 北緯25度48.733分、東経131度15.816分 点ト 北緯25度48.350分、東経131度13.883分 点チ 北緯25度49.316分、東経131度12.366分
---	--

2 海域の位置

次の点イから点チまでを順次に結ぶ線、点イと点チとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

(点の位置)

点イ 北緯25度58.116分、東経131度16.800分

点ロ 北緯25度57.683分、東経131度18.116分

点ハ 北緯25度57.733分、東経131度19.283分

点ニ 北緯25度57.383分、東経131度20.516分

点ホ 北緯25度55.683分、東経131度19.700分

点ヘ 北緯25度55.383分、東経131度18.483分

点ト 北緯25度55.850分、東経131度17.283分

点チ 北緯25度57.116分、東経131度16.800分